

消費者及び食品関係事業者の皆様へ
鶏肉・鶏卵などの食品は安全です



あいたま君®

平成23年1月27日
愛 知 県

県内の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。このことについて、消費者及び食品関係事業者の皆様におかれましては、以下の点を御認識いただき、鶏肉・鶏卵などの食品の安全性について御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 鳥インフルエンザは、酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられることや、通常の加熱調理で容易に死滅することなどから、鶏肉や鶏卵を食べることにより人に感染する可能性はないと考えられています。
(食品安全委員会)
- 2 鶏肉や鶏卵などを食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。(農林水産省)
- 3 現在、発生農場の鶏の処分や、周辺で飼育されている家きんや卵の移動制限を行っていますが、これは、他の家きんへの感染を防ぐための措置です。

問い合わせ先

(1) 鳥インフルエンザの防疫対策についての相談窓口

設置場所: 農林水産部畜産課

電話番号: 052-954-6423

(2) 食品の安全についての相談窓口

設置場所: 健康福祉部健康担当局生活衛生課

電話番号: 052-954-6297



上記相談窓口の受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
詳細については、食品安全委員会ホームページ「鳥インフルエンザについて」
(<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>)を御覧ください。

中小企業緊急対策相談窓口のご案内

主な内容	問合せ先
◆ 中小企業対策全般 についての相談（無料）	愛知県産業労働部 産業労働政策課 県庁西庁舎7階 電話052-954-6330
◆ 金融支援策について の相談（無料）	愛知県産業労働部 中小企業金融課 県庁西庁舎7階 電話052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談室 名古屋市中村区椿町7-9 フリーダイヤル0120-454-754 西三河支店 岡崎市久後崎町字宮前17 電話0564-55-5500 東三河支店 豊橋市大橋通二丁目125 電話0532-57-5611
◆ 中小企業対策全般 についての相談（無料）	尾張県民事務所 産業労働課 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 電話052-961-7211 海部県民センター 産業労働課 津島市西柳原町1-14 電話0567-24-2111 知多県民センター 産業労働課 半田市出口町1-36 電話0569-21-8111 西三河県民事務所 産業労働課 岡崎市明大寺本町1-4 電話0564-23-1211 豊田加茂産業労働・山村振興グループ 豊田市元城町4-45 電話0565-32-7498 新城設楽山村振興事務所 山村振興課 新城市字石名号20-1 電話0536-23-2111 東三河県民事務所 産業労働課 豊橋市八町通5-4 電話0532-54-5111
◆ 技術指導（無料）	愛知県産業技術研究所 刈谷市恩田町一丁目157-1 電話0566-24-1841
◆ 中小企業対策全般 （金融支援策を除く） についての相談（無料）	（財）あいち産業振興機構 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14・15階 電話052-715-3063
◆ 商工会議所・商工会の 窓口相談（無料）	各商工会議所・商工会

高病原性鳥インフルエンザにより経営に 影響を受けている中小企業の皆さまへ

1 愛知県融資制度のご案内

愛知県融資制度は、県内で事業を営んでいる中小企業の皆さまを対象に事業資金を融資するための制度ですが、高病原性鳥インフルエンザの影響を受けられた、又は今後影響を受けるおそれのある中小企業の皆さまにもご利用いただけます。

<愛知県融資制度とは>

愛知県と民間金融機関、信用保証協会、市町村が協調して実施している中小企業の皆さまのための融資制度です。

<愛知県融資制度の特徴>

- 低利（一部金融機関所定）、固定金利、長期期間（最長10年）です。
- 原則として、信用保証協会の保証付きです。
- 信用保証料率が割安になっています。
- 一部の市町村では、信用保証料等に対する助成を行っています。
- 身近な取扱金融機関各支店の窓口からお申込みいただけます。

※ 制度の詳細な内容については、裏面をご覧ください。

2 既往債務の返済条件の緩和

高病原性鳥インフルエンザの影響による売上減少などにより、一時的に既往債務の返済が困難になっている中小企業は、個々の実情に応じて、返済条件の緩和が受けられる場合があります。

詳しくは、融資を受けた金融機関、又は信用保証協会へご相談ください。

<問合せ先>

- 愛知県産業労働部中小企業金融課（融資グループ）
電話 052-954-6333（ダイヤルイン）
- 愛知県信用保証協会総合相談室
電話 0120-454-754（フリーダイヤル）
西三河支店（岡崎） 電話 0564-55-5500
東三河支店（豊橋） 電話 0532-57-5611



◆愛知県の主な融資制度

制度		融資対象者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率
経済環境 適応資金	セーフティネット	中小企業信用保険法第2条第4項第1号、第2号、第5号、第6号の認定を受けた中小企業者	設備・運転 1億2,000万円	3年～10年 年1.4%～1.7%
	経済対策特別	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額(粗利益)に比べて3%以上減少していること	設備・運転 1億円	3年～10年 年1.5%～1.8% (運転は7年まで)
		円高対応緊急枠	円高の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、売上高等)が前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること	
	経営安定	最近3か月間の月平均売上高が、前年同期又は2年前同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者等	運 転 8,000万円 (ただし、一部の要件は設備資金も可)	3年～7年 年1.5%～1.7%
商工業 振興資金	通 常	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人	設備・運転 5,000万円	3年～7年 年1.6%～1.8%
	小規模企業	従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等	設備・運転 1,250万円 (ただし、申込額を含め協会保証付き融資残高が1,250万円以内であること。)	3年～7年 年1.4%～1.6%
経営強化 資金	短 期	中小企業者	運 転 3,000万円 (協同組合等5,000万円)	1年 金融機関所定
	中 期		設備・運転 8,000万円	5年、7年 年1.7%、1.8%
	長 期		設備・運転 1億円	7年、10年 年1.9%、2.0% (運転は7年のみ)

<注意事項>

- ・ 愛知県内に事業所又は営業所がある中小企業の皆さまがご利用できます。
- ・ 業種によっては、一部取り扱えない場合があります。
- ・ 商工業振興資金については、県内市町村が指定する金融機関への申込みになります。
- ・ 商工業振興資金(小規模企業資金)については、上記の指定金融機関のほか、市町村や信用保証協会へ申込みできる場合があります。詳しくは事業所のある市町村(商工担当課)へお問い合わせください。
- ・ 愛知県融資制度の詳しい内容については、中小企業金融課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kinyu/yushi/yushi.htm>

<信用保証について>

- ・ 信用保証協会は、中小企業者が融資を受ける際、その保証人となってお金が借りやすくなるようサポートする公的機関です。
- ・ 愛知県融資制度のご利用に際して信用保証協会の保証を付けた場合、別途、所定の信用保証料が必要です。